東京地方裁判所庭園裁判所事務官・立川簡易裁判所事務官兼東京家庭裁判所判事　中村　恭
函館地方裁判所判事に補する
函館地方裁判所判事を函館地方裁判所長に命ずる
函館家庭裁判所判事を兼ねて函館家庭裁判所判事に補する
函館家庭裁判所長を命ずる
函館簡易裁判所判事に補する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　中久保朱美
東京地方裁判所判事に補する
東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる
東京地方裁判所判事の事務を総括する者に指名する
東京家庭裁判所判事を兼ねて東京家庭裁判所判事に補する
東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる
立川簡易裁判所判事に補する（以上三月二十二日）
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　井出　正弘
札幌高等裁判所判事に補する
札幌簡易裁判所判事に補する（三月二十三日）

○定年退官
判事兼簡易裁判所判事久保田浩史は三月十九日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
簡易裁判所判事脇山靖幸は三月二十日限り定年退官
判事兼簡易裁判所判事飽子木廉は三月二十一日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、東日本大震災復興状況御視察等のため、三月二十五日から同月二十六日まで、岩手県及び宮城県へ行幸啓の御予定であったところ、両陛下には引き続きお風邪の症状がおありになり、お咳が続いていらっしゃることから、同行幸啓を延期になった。

なお、愛子内親王殿下のお成りも延期になった。

御祝電

天皇陛下は、バングラデシュの独立記念日につき、三月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁発表

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

令和８年３月27日

農林水産大臣　鈴木　憲和

五島南方沖地区に係る特定漁港漁場整備事業計画

(1)　漁港及び漁場の整備等に関する法律第19条第３項において準用する同法第17条第４項の規定により縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案

(2)　縦覧の期間　令和８年３月27日から令和８年４月16日まで

(3)　縦覧の場所　水産庁ＨＰ：https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zyoho_bako/tokutei/juuran_gyoko.html
水産庁漁港漁場整備部事業課
水産庁九州漁業調整事務所
長崎県水産部漁港漁場課
長崎県県北振興局水産課
長崎県五島振興局水産課

日本海西部地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業の一部廃止の公表について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第７項の規定に基づき、平成19年９月３日に公表した日本海西部地区に係る特定漁港漁場整備事業計画に基づく特定漁港漁場整備事業を一部廃止したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和８年３月27日

農林水産大臣　鈴木　憲和

1　一部廃止した理由

本地区において、平成19年９月３日に公表した計画に基づき整備することとしていた施設のうち未整備となっている施設について、地域の漁場利用に対する考え方を踏まえ計画を精査した結果、整備の必要がなくなったため、当該施設に係る事業を廃止した。

2　当該事業及びその関連事業の進捗状況に関する事項

計画から減じる施設以外の施設は、工事が完了している。

3　事業実施済み箇所の機能の発揮に関する事項

事業実施済みの保護育成礁により、当初計画していた効果は概ね発揮されており、対象水産資源の保護増大は図られている。

4　一部廃止したことによる影響に関する事項

当初計画していた効果は概ね達成されており、施設を減じることによる地域の水産物流通等への影響は少ない。

5　今後の課題と対応に関する事項

完成した保護育成礁内の水産資源の保護増大を図るとともに、本事業の効果を詳細に把握・分析することが必要である。

北上川水系、鳴瀬川水系及び大分川水系に係る河川整備基本方針の変更について

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、令和八年三月十九日に、北上川水系、鳴瀬川水系及び大分川水系に係る河川整備基本方針を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、変更した旨を公表する。

令和八年三月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

告示

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

近畿運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第１号）、近畿海上旅客運送業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第２号）及び近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年近畿運輸局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年３月27日

近畿運輸局長　服部　真樹

１．近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「271,500円」を「282,500円」に、「255,050円」を「266,050円」に、「212,750円」を「223,750円」に、「203,450円」を「214,450円」に改める。

２．近畿海上旅客運送業最低賃金第４項中「264,800円」を「275,300円」に、「203,400円」を「213,400円」に改める。

３．近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「220,000円」を「231,000円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年４月26日から効力を生ずる。

四国運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第５号）、四国海上旅客運送業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第６号）、四国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第１号）及び四国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年３月27日

四国運輸局長　田村　顕洋

１．四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「270,000円」を「280,700円」に、「253,450円」を「264,150円」に、「211,400円」を「222,100円」に、「202,000円」を「212,700円」に改める。

２．四国海上旅客運送業最低賃金第４項中「263,450円」を「273,450円」に、「197,000円」を「209,000円」に改める。

３．四国漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「199,800円」を「207,800円」に改める。

４．四国漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「213,300円」を「224,000円」に、「205,800円」を「215,000円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年４月26日から効力を生ずる。